

か大方の士吾人微衷の存する所を諒とし進んで本會の成立と其の發展とに寄與せらるん事を望む

協調會綱領

第一、目的

本會は事業主と勞務者の協調を圖り社會政策的施設の調査と其の實行を促進するを以て目的とす

第二、事業

本會は本部の外全國樞要の地方に支部を設置し主として左記の事業を實行し若くは之を誘助するものとす

- 一、公私の機關と連絡を取り社會政策に関する調査研究を爲し其の結果を公表すること

- 二、社會政策に關し政府の諮問に應じ又は政府其他公私の機關に對し意見を提出すること

- 三、講演會圖書館等を開設して事業主及勞務者の修養に資すること

- 四、職業紹介事業の中央機關たるべき適當なる施設を講ずること

- 五、勞働紛議の仲裁和解に盡力すること

- 六、其他の時勢の推移に應じて必要なる施設を講ずること

第三、組織

本會は有志者の寄附金を基礎とする財團法人と爲す本會に評議員會を設け右方面の人士を網羅し本會の事業執行上に於ける議決機關と爲す